

入 札 説 明 書

令和 7 年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和 7 年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務委託
- (2) 業務内容 令和 7 年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法 上記 1 の(1)の件名を入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。なお、消費税及び地方消費税に係る税率は 100 分の 10 とする。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）（以下「規則」という。）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 資格者名簿において格付が A 等級の者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (5) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、

暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

(8) 過去 10 年以内に、国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人が発注し、博物館法（昭和 26 年法律 第 285 号）第 11 条の規定により博物館の登録を受けた博物館（以下「登録博物館」という。）又は常設のミュージアム等展示施設（常設展示面積が 2,000 m²以上のもの）に関する類似業務（展示調査業務、収蔵庫関連業務、あり方検討業務、構想業務等）を元請として受注し、履行した実績があること。

(9) 本業務は、自然史博物館における貴重な資料や実物資料を扱うため、収蔵・展示において適切な環境での活用を見込むため、博物館学芸員資格者を 1 名以上配置すること。

(10) 既存施設の改修を前提とした業務となることから、建築関連の法規や条件を把握する必要もあるため、一級建築士を 1 名以上配置すること。

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について、県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 申請書等の提出方法 電子メール、持参又は郵送

・電子メールの場合

件名を「令和 7 年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務委託申請」とし、以下のメールアドレスに送付する。

bunshinka@pref.gunma.lg.jp

なお、7MB を超えるメールは受信できないので、添付ファイルのサイズが大きい場合は、複数回に分けて送付する。

・持参又は郵送の場合

下記 3-(1)-③の場所にまで提出する。

② 提出期限 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時（受付日及び時間は、休日条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと）

③ 提出場所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号 群馬県庁 18 階
群馬県地域創生部文化振興課文化施設係
電話 027-226-2595

④ 添付書類 課税事業者届出書又は免税事業者届出書 1部

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年9月2日（火）までに通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(4) その他

① 提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

② 提出された書類は、返却しない。

③ 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

4 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年9月4日（木）午前10時 群馬県庁昭和庁舎2階22会議室（郵送による場合は書留郵便とし、令和7年9月3日（水）午後5時までに上記3-(1)-③の場所に、群馬県地域創生部文化振興課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和7年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務委託入札書在中」と朱書きすること。）

(2) 競争入札の執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）を持参すること。

(3) 開札に立ち会う者

入札者またはその代理人。入札者またはその代理人が欠席するときは、この入札事務に関係ない文化振興課職員を立ち会わせる。なお、代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出すること

(4) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の変更や取り消しをすることができない。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 群馬県財務規則第173条第1項第2号の規定に基づき免除する。

イ 契約保証金 群馬県財務規則第199条第1項第3号の規定に基づき免除する。

(2) 入札の無効 この入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他群馬県財務規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法 群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低入札価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない文化振興課職員にくじを引かせるものとする。

(5) 落札者がいないとき 開札の結果落札者がいないときは、再度の入札に付することがある。再度入札においても落札者がいないときは、再々度入札に付することがある。再々度の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

(6) 本入札は最低制限価格を設定するため、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とならない。

(7) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(8) 都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(9) 入札説明書に関する質疑および回答

ア 提出方法 イの提出先に、所定の質問書を電子メールで提出すること。

イ 提出先 地域創生部文化振興課文化施設係

電子メールアドレス bunshinka@pref.gunma.lg.jp

ウ 受付期限 令和7年8月20日（水）午後5時必着

エ 回答 質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和7年8月25日（月）までに随時、電子メールにて回答する。

（以上）